

平成17年4月25日号

花は桜木、人は武士(もののふ)と言いますが、桜は、なぜ、かくも素晴らしいのだろう。満開になり、少しの風でちらちら花びらが散っていく。もうちょっとこのままでいて欲しいと思っても同じ姿をとどめる事はない。又一年先の春の訪れを待たなくてはならない。

四月半ばになると、桜もちり、葉桜になりました。タケノコ、ぜんまい、ワラビなど旬の山菜が沢山食べられるようになり、山菜の好きな人にはたまらない季節となる。山々の木々が芽を吹き、柔らかな緑に変わっていく。生命の息吹を感じる。素晴らしい季節に乾杯。

景観の補助金について

梶原町では、豊かな自然と調和のとれた景観を整備し魅力ある梶原を地域住民の方々と創り上げることを願って、梶原町町並み景観要綱を定めています。国道440号拡幅に併せて、町並みを整備し梶原の顔として国道440号沿線の西町・南町・北町は勿論のこと、中町、東町、川西路(吉祥寺分岐から病院までの通り)が対象となっていますので、この地区での建築行為(新築・増築・改築・又は移転)に対して、景観形成基準の条件を満たすものについて、工事費の2/3を梶原町1/3、国交省1/3から助成金が支給されます。建物の部位や、どのようなものが対象になるかは環境整備課の担当に、ご相談下さい。

レシート大作戦

4月29日(金)～5月8日(日)の間にスタンプ加盟店で買い物をして、3,000円以上のレシートを貼って、5月9日～16日までに住所・名前等を記入の上、加盟店もしくは商工会まで申し込んでいただくと、抽選で下記の商品券が当たります。最低3,000円あれば、抽選資格あり。(申込書は加盟店か新聞折込のチラシを切り取り使用下さい。)当選者は5月23日新聞折込チラシで発表。

- GW賞・・・ 1本 3万円商品券
- 特等・・・ 3本 1万円商品券

- 一等・・・ 5本 5千円商品券
- 二等・・・ 30本 2千円商品券
- 三等・・・ 100本 1千円商品券

雇用保険の手続きに必要とする書類のお知らせ

雇用保険の各種手続きについて、届出書類と共に確認書類の添付をお願いしてあるところですが、周知されてないケースもありますし、新たに確認書類が増えたこともありますので、雇用保険喪失手続確認書類一覧を纏めましたので、お知らせします。

		出勤簿	労働者名簿	賃金台帳	被保険者証	雇入通知書	就業規則	その他の必要書類
資格喪失届け	離職票交付なし	○	○					
	離職票交付あり自己都合退職の場合	○	○	○				退職願
	離職票交付あり雇用期間満了の場合	○	○	○		○		
	離職票交付あり解雇の場合	○	○	○				解雇予告通知書
	離職票交付あり重責解雇の場合	○	○	○				解雇予告申請書 除外

雇用保険料の被保険者負担額について

平成17年4月より、雇用保険の早見表(保険料額)が廃止され、雇用保険料の被保険者負担分は、下記のようにそれぞれ計算していただくようになります。

賃金額×被保険者負担割合 (賃金には殆どの手当が含まれます。)

被保険者負担割合	
一般の事業	$\frac{8.0}{1,000}$
特掲事業 ・農林水産の事業 ・清酒製造の事業 ・建設の事業	$\frac{9.0}{1,000}$

一円未満の端数が発生した際の処理について

端数が50銭以下は切り捨て、50銭1厘以上の場合は切り上げとなります。

《計算例1》

建設の事業で、賃金が「243,500円」の場合

$$243,500 \times \frac{9.0}{1,000} = 2,191円50銭$$

端数が50銭以下の為、端数を切り捨て

被保険者の負担額は「2,191円」となります。

《計算例2》

一般の事業で、賃金額が「243,188円」の場合

$$243,188 \times \frac{8.0}{1,000} = 1,945円50銭4厘$$

端数が50銭を超える為、端数を切り上げて

被保険者の負担額は「1,946円」となります。

新局長の紹介

この4月1日から、石川局長の後任として、加藤氏が局長として就任しました。同氏は大阪生まれの大阪育ちで、平成5年より、棚田オーナーに応募し家族で、年に数回米作りに来ておりました。2年前勤務していた武田薬品工業(株)を早期退職し、配偶者と一緒に梶原にられました。郵便局で郵便物の集配業務のアルバイトや雲の上の市場の商品を販売したりしていましたが、このたび県の承認も得て、事務局長として勤務いただくことになりました。大柄ながら運動神経抜群、お酒好きな気さくで、積極的な人柄です。よろしくお願ひします。遠慮なく声を掛けてください。連休は千葉県の棚田オーナーの方に先輩として田んぼ作りを教えることになっているそうです。